

燃えるごみの直接持ち込み

伊予地区清掃センター
(伊予地区ごみ処理施設管理組合)
 伊予市三秋 1433 番地 ☎089-982-1287

受付時間

- 月曜日から金曜日 8:30~12:00
13:00~16:30
- 土曜日 8:30~11:30
- 祝日も受付しています。

休み

- 日曜日、12/31~1/3

事業系ごみ施設使用料

搬入量	合計額
100kg以下	940円
200kg以下	1,890円
300kg以下	2,830円

以後 100kg までごとに
945 円を加える。
(端数：10 円未満切り捨て)

家庭系ごみ施設使用料

搬入量	合計額
20kg以下	無 料
40kg以下	200円
60kg以下	300円

以後 20kg までごとに
100 円を加える。
(端数：10 円未満切り捨て)

燃えるごみであれば
自分で処理施設に
持ち込むことができます。



！ ご注意ください！

- ・一度に大量に持ち込む場合は、事前に伊予地区清掃センターへご連絡ください。
- ・容量 45 リットル以下の無色透明又は白色半透明の袋に入れて持ち込んでください。
- ・剪定した枝・丸太・角材・板材は、1 本あたり直径(厚み)15cm、長さ 50cm 以内に切り、ひもで束ねて持ち込んでください。

事業所から出るごみについて

事業所から出るごみは、事業者が自ら処理する責任があります。
 会社・工場・事務所・飲食店・農業・漁業などの事業活動にともなって排出される事業系ごみは、量の多少に関わらずその事業者が責任を持って処理しなければなりません。
事業系ごみを家庭系のごみステーションに出すことはできません。

主な処理の流れ



- 一般廃棄物処理業許可業者は、ごみ収集カレンダーや市ホームページを参照
- 自ら清掃センターへ持ち込む場合は、P24 を参照
- 産業廃棄物の場合は、産業廃棄物処理業許可業者へお問い合わせください。(愛媛県ホームページを参照)

店舗併用住宅の場合

事業系のごみは、その種類や量にかかわらず、家庭ごみとしては出せません。

事業系ごみ
(店舗部分から出るごみ)

- 産業廃棄物



産業廃棄物処理業許可業者に処理を依頼してください。

- 事業系一般廃棄物



一般廃棄物処理業許可業者に処理を委託するか、自ら清掃センター等に搬入してください。

店舗部分から出るごみ



自宅部分から出るごみ

家庭系ごみ
(自宅部分から出るごみ)

お住まいの地域で決められた家庭ごみのステーション等に出してください。



使用済みてんぷら油回収ボックス

- 回収場所：中山地域事務所、双海地域事務所、上野地区公民館、大平地区公民館、郡中地区公民館、中村地区公民館
- 日 時：月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで
(土、日曜日、祝日は利用できません。)
- 回収できる油：植物性の食用油で液状のもの、菜種油(キャノーラ油)、大豆油、コーン油、サフラワー油(紅花油)、ひまわり油、ゴマ油など
- 回収できない油：牛脂やラード(豚脂)などの動物性、バターやマーガリンなどの固体状のもの、業務用で使用した油

持込方法

- ①油を網やクッキングペーパーなどでこし、天かすなどの不純物を取り除く。
- ②ラベルをはがしてよく洗ったペットボトルなどに①をよく冷ましてから入れる。
- ③漏れないようにしっかりとキャップを閉めて持ち込む。
※賞味期限切れの油は、ラベルをはがさず、開封しないでそのままの状態を持ち込んでください。

